

目次 1 研究科長・学部長からのごあいさつ [岩村正彦]

- 2 フランス国務院ジャン=マルク・ソヴェ副院長特別講演会「フランス国務院とヨーロッパ法・国際法」[伊藤洋一]
3 山口厚名誉教授 最高裁判事に就任 [佐伯仁志] / 新任教員のご挨拶 [松本麗・飯田秀総]
4 退職教員からのメッセージ [樋口範雄・中田裕康・交告尚史]
5 法学部スタッフ 近著を語る [大村敦志] / ホームカミングデイ / オープンキャンパス
6 明治新聞雑誌文庫:新オリジナル・グッズ / 進路選択講演会



研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長・法学部長
岩村正彦

2017年3月に、法学部では、第1類138名、第2類204名、第3類44名の計386名の卒業生を、大学院法曹養成専攻(法科大学院)では、157名の法務博士号取得者(修了者)を、大学院総合法政専攻では、22名の修士号取得者と7名の課程修了による博士号取得者を送り出しました。同年4月には、法学部には入進学者380名(うち5名は本学士入学者)を、大学院法曹養成専攻(法科大学院)には入学者210名(未修者54名、既修者156名)を、大学院総合法政専攻には修士課程入学者11名と博士課程入進学者24名とを新たに迎えました。

また、2017年3月31日をもって、木庭顕教授(ローマ法)、樋口範雄教授(英米法)、中田裕康教授(民法)、交告尚史教授(行政法)が退職されました。4先生のこれからのご健勝とご活躍をお祈りしたいと思います。他方で4月1日付で、飯田秀総准教授(商法)が、また、法科大学院の専任実務家教員として、検察官の松本麗教授が着任されました。

18号でもお伝えしました学部の新しい類別編成がこの4月に入進学した学生から適用されました。第1類(法学総合コース)が223名、第2類(法律プロフェッショナルコース)が111名、第3類(政治コース)が41名で、昨年度の旧第2類(公法コース)(=第1類に相当)、旧第1類(司法コース)(=第2類に相当)および第3類の所属学生数とそれほど大きな変化はありません。また、教育面での改革で導入された新カリキュラムは、この4月に法学部に入進学した学生にも適用が始まりました。

大学院の総合法政専攻では、「先端ビジネスロープログラム」が4月から発足しました。来年度からは企業等から派遣される職業人の受入れも始めます(ご関心のある方は大学院係にお問い合わせ下さい)。このプログラムは、ビジネスローについて、実務や先端諸科学にも明るい研究者と、国際的にも活躍できる高度の専門知識を持つ職業人の養成を行うものです。工学系研究科と連携して、先端技術とビジネスローとの融合を目指す教育プログラムも提供する予定です。

法曹養成専攻(法科大学院) 関しては、従前通り、学生の勉学意欲も旺盛で、司法試験の合格率もトップクラスを維持しています。ただ、予備試験が次第に法科大学院と法学部の教育に及ぼすマイナスの影響が深刻になりつつあります。予備試験問題に対しては、他の法科大学院とも協力しつつ対応していきたいと考えています。

研究面では、この4月に立ち上げた先端融合分野研究支援センターで、助教としてお迎えしたfMRIの専門家を交えて融合研究プロジェクトを開始しています。プロジェクトに参加しているスタッフは大変熱心に研究を進めており、最先端の融合研究の成果が出ることが大いに期待されます。

東京大学大学院法学政治学研究科・法学部における研究・教育のさらなる発展のためには、卒業生の皆様のご助力が不可欠です。何卒ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

フランス国務院ジャン＝マルク・ソヴェ副院長特別講演会 「フランス国務院とヨーロッパ法・国際法」

2016年10月26日(水)15時から東京大学法学部3号館8階会議室において、フランス国務院(Conseil d' État) ジャン＝マルク・ソヴェ(Jean-Marc Sauvé)副院長特別講演会「フランス国務院とヨーロッパ法・国際法」が開催されました。本講演会は、最高裁判所の招聘による日本公式訪問の機会に、日本の学界関係者との交流を深めたいとのソヴェ副院長からの要望を発端として企画され、東京大学大学院法学政治学研究科の主催、同研究科附属比較法政研究センターの共催、公益財団法人社会科学国際交流江草基金の協力により開催されました。開催に御協力いただいた方々および学内外の出席者に厚く御礼申し上げます。

講演者は、1949年生まれ、国立行政学院(ENA)卒業後、1977年に国務院入りし、内閣官房長(Secrétaire général du Gouvernement, 1995-2006)等を歴任した後、2006年10月に国務院副院長に任命されています。なお、「副院長」という肩書きについては補足が必要です。フランス国務院院長は首相とされていますが、あくまで名目的なもので、実質的には副院長が国務院の最高責任者だからです。また、フランス国務院は、日本の法制局のモデルであると言われることがあります。組織概要についても若干説明が必要です。行政部(Sections administratives)と最高行政裁判所たる争訟部(Section du contentieux)とからなる国務院は、歴史的沿革により政府諮問機関と裁判機関とを兼務する独特の機関だからです。行政部は国家行政・立法過程における事前審査機関として、争訟部は行政活動の適法性審査を行う事後審査機関として、国務院のフランス語名称の示すとおり「国家の御意見番」として極めて重要な役割を果たしています。したがって、国務院副院長は、フランス国家行政組織における最重要ポストの一つです。

ソヴェ副院長の講演会は、同時通訳付きで、岩村正彦研究科長の挨拶、司会者(伊藤)による簡単な講演者紹介に続き行われました。



ソヴェ副院長の講演は、国務院のヨーロッパ化・国際化への取り組みにつき、最新の判決例をも織り込みながら行政判例展開の動向を具体的に紹介するとともに、国際的な裁判所間の対話、二国間・多国間の裁判所ネットワークの組織化・強化の努力とその積極的意義を強調するものでした。特に、イギリスのEU離脱派が、EU裁判所およびヨーロッパ人権裁判所による「主権侵害」を激しく非難していたのと異なり、法の支配および基本権保障を強化し、裁判所の判断の質、判決理由の説得力を高めるためにも、比較法研究が重要かつ不可欠であること、EU裁判所・ヨーロッパ人権裁判所および他の加盟国の裁判所との対話・協力を推進すべきことを強調し、そのためにフランス国務院は尽力してきたと断言されたのが印象的でした。実际にも、同副院長は就任以来、講演中でも言及されている比較法調査室、国際関係担当を国務院内に新設し、自らもEUの最高行政裁判所の横断的組織ACA-Europeの会長、EU裁判所構成員の資格審査諮問委員会(EU運営条約第255条)の委員長を務める等、国際的な裁判所ネットワークにおいて指導的役割を果たしてきただけに、まさにそのような新たな動向の立役者自身による、就任後10年間の活動実績報告とも言うべき興味深い講演でした。(なお、本講演の翻訳は、国家学会雑誌第130巻3・4号(2017年4月)に掲載されています。)

講演後、休憩をはさんで行われた質疑応答は、予定時間を超える充実したものとなり、更に引き続き開催されたレセプションも、ソヴェ副院長および随行されたグナン国際関係担当、学内外の参加者が和やかに談笑し親睦を深める絶好の機会となりました。

伊藤洋一(教授・EU法)

山口厚名誉教授 最高裁判事に就任



山口厚先生が2017年2月6日に最高裁判事に就任されました。

山口先生は、1953年11月6日に東京でお生まれになられ、東京大学法学部卒業後の1976年4月に、平野龍一博士を指導教授として、東京大学法学部助手に採用されて刑法学の研究を開始されました。

1979年4月に東京大学法学部助教授に、1992年4月に東京大学大学院法政学研究科教授に昇進され、2012年4月から2年間、研究科長・法学部長をお勤めになられました。2014年3月に東京大学を退職された後は、早稲田大学大学院法務研究科教授として研究・教育に従事されておられました。この間、法制審議会委員等として多くの立法に携わるとともに、2009年から6年間は、日本刑法学会理事長をお勤めになり、2012年からは司法試験委員会委員長もお勤めになっておられました。

山口先生は、いまでもなく、刑法学の大家であられ、『危険犯の研究』『問題探究刑法総論』『問題探究刑法各論』『刑法総論』『刑法各論』等の御著書や多数の御論文により、刑法学の諸問題を深く探究され、その学問的水準を飛躍的に高められました。その切れ味鋭い学説は「山口刑法学」と呼ばれ、多くのファン

が存在しています。

過去に東京大学(東京帝国大学を含む)教授を経て最高裁判事に就任された先生としては、穂積重遠(1949年2月26日~1951年7月29日)、田中耕太郎(1950年3月3日~1960年10月24日、2代長官)、横田喜三郎(1960年10月25日~1966年8月5日、3代長官)、田中二郎(1964年1月16日~1973年3月31日)、團藤重光(1974年10月4日~1983年11月7日)、伊藤正己(1980年1月19日~1989年9月20日)の各先生がいらっしゃいます(括弧内は就任期間)。山口先生は、伊藤先生が御退官になられて以来、約27年ぶりの東京大学教授出身の最高裁判事になります。また、大学の刑法研究者出身の最高裁判事としては、團藤先生以来お二人目になります。

山口先生は、最高裁判所のホームページにおいて、「裁判官の心構え」として、「毎日が新たなことの勉強だと思います。その上で、自分が持てるものを生かしつつ、公正・公平な立場で判断していくことを心がけたいと思っています。」と述べておられます。山口先生のお人柄をよく現した、先生らしいお言葉であり、そのお言葉通り、公正・公平な立場から素晴らしい判決をお出しいただけるものと思います。

最高裁判事のお仕事は大変な激務と聞いていますので、先生には、ご健康に留意され、ご活躍いただきますことを祈っております。

佐伯仁志(教授・刑法)

新任教員のご挨拶



松本麗 教授・刑事法

本年4月1日付で、東京高等検察庁から派遣され、法科大学院専任実務家教員として着任いたしました。平成10年に検事として任官し、東京、横浜、宇都宮、大阪、広島、仙台と全国の地方検察庁において勤務してまいりました。

また、行政経験としまして、法務省刑事局にて、多国間条約の担保法の立案作業、外国への犯罪引渡しや捜査共助、裁判員制度を始めとする刑事司法制度の見直しに関する調査・企画に関わりましたほか、日本司法支援センター(法テラス)本部への出向を経験し、直近では、法務省大臣官房司法法制部参事官として、法テラスが行う総合法律支援を推進するための企画・立案業務を行っておりました。

各地方検察庁で指導係検事として司法修習生を指導したり、同室の若手検事を指導したりといったことはありましたが、ロースクール生を指導するというのは初めての経験で、果たして自分の感覚が学生たちに理解してもらえるものかどうか、まだ分かりませんが、刑事司法がこれまでにない激動の時代を迎える中で、私自身としても、自らが携わってきた実務を改めて振り返るよい機会をいただいたと思っております。

法曹実務家は、事件を通じて、まさに人の一生を左右することとなり、そうした場面では、常に我々自身の人としての有り様が問われ、ついては、法曹実務家になるに当たって無駄になる経験など一つもないというのが私の信条ではございますが、学生の皆さんには、せっかく実務家と接するのですから、検察実務、刑事司法実務という観点のみに止まらず、より広い法曹の仕事、検事としての感覚・視野といったものについても、感じ取っていただける機会を提供できればと思っております。



飯田秀総 准教授・商法

2017年4月に着任しました、飯田秀総(いいだひでふさ)です。

専攻は商法です。研究は、会社法と金融商品取引法を中心に行ってきました。特に、M&Aが、研究生活を開始した当初からの関心分野で、修士論文・助教論文でもとりあげましたし、今も継続的に研究をしています。また、金商法が毎年のように改正されることが一つの象徴ですが、会社法・金商法は頻繁にダイナミックな動きのある分野で、それをフォローするのも容易ではありませんが、目先の動きにとらわれすぎずに、その背景にある基礎的な問題を、経済学・ファイナンスなどの隣接諸科学の知見も参照しながら、研究するように心がけています。課題の大きさに圧倒されるばかりですが、薄紙を積み重ねて山を築くような覚悟の下、一歩でも前に進めるよう努力する所存です。

前任校の神戸大学には2010年から7年間お世話になりました。神戸港・大阪湾を一望する六甲の美しいキャンパスで、また、素晴らしい研究環境のもと、充実した日々を過ごすことができました。

神戸大学の前は、東京大学で助教としてお世話になっていましたので、今回、7年ぶりの東京での生活です。もともと私は東京出身なので、東京はよく知った街ではあるのですが、変化の激しい街もありますから、7年も間が空くと、日々、新しい発見があります。

授業は、今年度は、演習の他に、法曹養成専攻の上級商法2(総合)と基本科目商法を担当します。現時点では、授業を2、3回行ったばかりのところですが、向学心溢れる学生が多く、大いに刺激を受けています。

教育・研究に懸命に取り組む所存ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

退職教員からのメッセージ



退職に当たって

樋口範雄

2017年3月末をもって定年退職することになりました。1992年に学習院大学から移る際に、主治医に相談したところ、仕事の内容が激変するわけではないでしょうから大丈夫ですといわれたことを思い出しますが、同僚の諸先生や事務職員の多くの方に支えられて65歳まで来られたことに深く感謝しています。

私の専攻は英米法ですが、アメリカでは、「英米法(あるいは民法等)の教授」といわず、皆 Professor of Law であることに感銘を受けました。視野を限定することは必ずしも専門化ではありません。それどころか、法と経済学をはじめとして、関連諸分野の方法論をとりいれることや、異なる専門家と一緒に共同でシンポジウムを行うなどの活動が普通に見られました。学問に境界なし、いわゆる学際的傾向と自由な研究態度がそこには見られたのです。

その影響を受けて、私は、授業も英米法だけではなく、いろいろなことをやらせてもらいました。信託法や医事法、高齢者法、英語による日本法、生命倫理と法などです。学習院時代を含め、学生諸君と一緒に読んだアメリカ法のケースブックも、家族法から始まり、契約法、不法行為法、代理法、医事法、信託法、生命倫理と法、高齢者法、抵触法(涉外裁判法)など多岐にわたりました。本当に好きなことをやらせていただきました。

東京大学法学部と法学政治学研究科については、国際化・学際化・学生参加の点でまだまだこれからあります。しかし、自由で活発な研究教育活動こそが、個人にとっても社会にとっても活力の源泉であることは間違ひありません。教職員の皆さんと学生の皆さんのが、よき伝統を維持しつつ、新たな要素を柔軟に採り入れて、今後とも重要な役割を果たせるよう祈念しております。



退職に当たって

中田裕康

2017年3月末をもって退職しました。2008年4月から9年間という限られた期間でしたが、とても充実した毎日でした。

この間、教職員の方々には大変お世話になりました。また、多くの優秀な学生の皆さんとの交流は、本当に楽しいものでした。心から感謝しています。

個人的なことを先に書きますと、この期間に、法学部と法学政治学研究科で、「民法」という語が含まれた授業科目をすべて担当できましたが、秘かな喜びでした。他方、『契約法』という書籍を出版できなかったことが心残りでしたが、退職の9日前に脱稿し、これでやっと卒業できると思いました。

さて、現在、法学部も法科大学院も、それぞれ大きな変化の

中 있습니다。法学部については、在職期間中、本学法学部の教育のあり方を検討する作業に参加する機会を得、真剣に考えることになりました。法科大学院については、司法試験制度の動きを背景にしつつ、毎年、微妙に異なる教室の空気を実感しました。もっとも、これらは教員の側からの所感です。学生にとっては、その時に受ける教育のみが固有の体験となるわけですから、変化しつつあるといわれても、差し当っては目の前に前に懸命に取り組むほかありません。ここで本学の強みは、教員が将来の方向性について巨視的な洞察をしつつ、現在の教育において各自がその内容の充実と方法の改良に絶え間なく努めていることだと感じました。そして、学生が教員の努力に鋭敏に応え、優れた成果を示してくれることが、強味のもうひとつの面です。

恐らく、このような教員と学生との高いレベルの知的共鳴が本学部・大学院で受け継がれてきた財産だと思います。それを体験した学生は、卒業後、今度は、みずから大きな変化について考え、本学で学んだことを基礎に、何が正しいのか、何が良いのかを考え抜いて、重要な判断をすることになるでしょう。

本学部・大学院の益々の発展をお祈りしています。



大学周辺の想い出 —退職に当たって— 交告尚史

今、法学部の一員に加えて頂いた2003年春のことを想い出しています。研究室の整理も一区切りついた頃、まずは周辺の街並みを知ろうと思い立ち、大学の裏手から外に出て、当てもなくぶらぶら坂を下って行きました。そこに待っていたのは根津の町。道路沿いから小路を覗くと、定規を使わず震える手でスケッチしたような風景が奥に拡がっていました。そんな空間が私は大好きです。路地の中ほどに昔ながらの渋い呑み屋を発見。そこは後に、研究者を志す若者たちとあれこれ議論を交わす場となりました。疊敷きの平間に座り込んで呑むような造りの店は今の若者は好まないのではないかと心配したのですが、気にするほどことはなかったようです。根津の町に魅力を感じたのか、それとも議論することが愉しかったのか。

研究室で過ごすことの多い私にとって一層重要な問題は、昼食をどこで摂るかということでした。時間をかけてあちこち試してみましたが、結局本郷通の或る蕎麦屋を本命と定めました。何年か通ううちに、女将さんが「ついさっきまで○○先生が奥様といらしてたわよ」と声をかけてくれるまでになりました。もっとも、こちらとしては、そんな大先生が一緒にご飯が喉を通りません。温かい定食を前にして、ほっと胸を撫で下ろしたものでした。

それからかなりの時が流れ、いよいよ退職の日が迫った3月の末、「これ、私たちの気持ち」と言って、女将さんが紙袋を差し出しました。開けてみると、近隣の伝統的珈琲店の豆がどっさり入っているではありませんか。たしかその珈琲店でいつも100グラムだけ豆を買っていることを話した記憶があるのですが、女将さんの頭にしっかりインプットされていたようです。

大将に将来の見通しを伺うと、今と同じように店を続けられるのはあと数年とのこと。時の移ろいと共に人も店も変わりますが、大学周辺はやはり大学街であってほしいものです。

※木庭顕教授(ローマ法)は、2017年3月末をもって、定年によりご退職されました。

法学部スタッフ 近著を語る

『新基本民法1~8』

(有斐閣、2014年~2017年)

—「講話・読本」型教科書の伝統に連なる

大村敦志

今号から法学部ニュースレターに『近著を語る』というコーナーが設けられる。依頼に応じて原稿執筆を引き受けたものの、躊躇を感じなかったわけではない。もちろん、スタッフの研究の一端を卒業生の方々に知っていただく、という試み自体は結構なことである。しかし、自分がトップバッターを務めるというのはまた別の話である。その点はともかくとしても、「近著」として挙げていただいたのが教科書『新基本民法1~8』であった点に多少ひっかかるところがあった。確かに「近著」には違いないが、企画の目的が「研究」の近況を伝える点にあるとすれば、教科書は語るべき対象としてふさわしくないのではないかと考えたのである。それにもかかわらず最終的にお引き受けしたのは、これもまた広い意味では「研究」の一環をなすものと言えると思うに至ったからである。

上記の『新基本民法1~8』は、2001年から04年にかけて刊行した『基本民法I~III』をリニューアルしたものであり、2014年12月にスタートし17年4月に完結したものである。リニューアルにあたっては、新たに家族法部分を加え、財産法部分については債権法改正案を取り込んだほか、東大法学部の授業編成にあわせた旧著の編成を改めて、総則編・物権編・担保編・債権編・契約編・不法行為編・家族編・相続編という編成をとることにした。旧著はもともと、将来の職業(法曹になるか否か)にかかわらず広く民法を学ぼうという人を読者として想定しており、細かな議論は省略して全体の見通しを示すことを目指していたが、新著ではこの点をさらに推し進めた。民法は全体を学び終えない理解の難しい法領域であるが、各巻の対象を(一応の)まとまりのあるものとして措定し、そのことを示すために各巻の総論・序章を書き直した。他方、各巻の補



論では、歴史・体系・比較・社会・解釈方法・立法学・類型思考・基本原理といった民法・民法学の考え方に関する説明を加えた。また新著は、一見すると法典順に回帰したように見える全巻の編成につき、民法の中核部分を「人の法」(家族編・不法行為編・物権編)と「契約(人と人の関係)の法」(契約編・債権編・総則編)に二分し、その周辺に複合的な制度(担保編・相続編)を位置づけるという構想を伏在させている。

こうして出来上がった新著は(旧著も)専門家むけのものではなく、研究や実務には(直的には)役立たない。その目的は広く市民を対象に、法典とは異なる観点から民法に対するもう一つの見方を示す点にある。実はこのようなアプローチは、1920年代の末弘巣太郎『民法講話(上下)』、穂積重遠『民法読本』に始まり、我妻栄(『民法大意(上中下)』)、川島武宜(『民法I』と『民法(3)』)。『民法II』は未刊に終わった)に引き継がれてきたものであり、20世紀日本民法学の隠れた伝統(かつ大きな特色)をなすものである。もちろん、日本民法学には富井政章『民法原論』、鳩山秀夫『日本民法総論』『日本債権法総論』『同各論』、我妻栄『民法講義』というメインストリームが存在し、今日でもこの流れは、道垣内弘人『担保物権法』や中田裕康『債権総論』などによって引き継がれている。しかし私はこれまで、20世紀の日本社会における「講座・読本型」教科書の存在意義を探り、21世紀の東アジア社会においてこれを継承する必要性を示すことを自分の研究課題の一つとしてきた。私の教科書はこのもう一つの流れに掉さそうというものであり、その意味で私の研究の実践編であるということになる。

ホームカミングデイ

今年で16回目となるホームカミングデイが、10月21日(土)に開催されます。法学部では、例年、教員による公開講演会を開催しておりますが、本年度も、卒業生やご家族の皆様にご関心をお持ちいただけるような企画を催したいと考えております。

詳しい内容は、東京大学卒業生向けウェブサイトに順次掲載される予定ですので、奮ってご参加下さい。

<http://www.u-tokyo.ac.jp/index/alumni.html>

オープンキャンパス

「高校生のための東京大学オープンキャンパス」が、8月2日(水)、3日(木)の2日間、本郷キャンパスにて開催されます。法学部では、2日(水)に、法学部生・ロースクール生による法教育の模擬授業、3日(木)には、法学及び政治学の模擬講義、法学部生による質問コーナーを企画しています。また、全学主催の「学部説明会」において、岩村研究科長から、法学部についての説明が行われる予定です。

ご家族やお知り合いに高校在学中の方がいらっしゃいましたら、ぜひご参加をお勧め頂ければ幸いです。行事の詳細や申込方法については、大学ウェブサイト上の特設サイトに、順次掲載されますので、ぜひご覧ください。

<http://www.u-tokyo.ac.jp/opendays/index.html>

明治新聞雑誌文庫 新オリジナル・グッズ



明治文庫では、本部社会連携部と協働し、所蔵コレクションを活かしたオリジナルグッズ「インテリアうちわ」「超撥水風呂敷」「レターセット」の3点を、平成29年4月7日より発売しました。

インテリアうちわ

使わない時は空いたスペースに立てて置けるうちわです。扇面は樹脂製で水濡れに強く、持ち手は程よい重さで扇ぎやすく風量も充分です。錦絵と新聞記事を配したデザインはインテリ

進路選択講演会

4月27日(木)午後5時より、法文1号館22番教室において「第19回進路選択講演会」が開催されました。講師には、外務省から国會議員を経て現在大学講師の村上政俊氏、弁護士で三菱商事(株)法務部にお勤めの神保えり氏、裁判官で現在は法務省民事局付の神吉康二氏をお招きしました。

学習相談室運営委員長の大串和雄教授の冒頭挨拶のあと、村上氏、神保氏、神吉氏の順にお一人30分程度ずつ、講演して頂き、その後、三氏が壇上に並んで全体での質疑応答を20分程度行いました。参加した学生からは、熱心な質問が続きました。

閉会後も、個人的に講師に質問したい学生が講師を取り囲み、講師の方も個別の質問に熱心に答えてくださいました。最終的には終了予定時刻を10分ほど延長して終了しました。

アとしてもお楽しみいただけます。

錦絵は明治憲法の発布(明治22年2月11日)を祝う様子を描いた東洲勝月「憲法発布上野賀」。新聞記事は、立憲改進党の論客、尾崎行雄の書簡で、朝野新聞が明治22年2月27日～3月5日に連載した第一回のものです。

超撥水風呂敷

風呂敷は、江戸時代になり銭湯の普及とともに庶民にも普及したそうです。入浴中は着替えを、入浴後は濡れたものを包む。そんな風呂敷に撥水性能が加わり、雨の日に大切な品を濡らしません。所蔵新聞等の題字や蔵書印を配し、活字の大平原のようなデザインとしました。

題字は、宮武外骨(後の初代事務主任)の人気紙「滑稽新聞」を始め、外骨が収集に尽力した「東洋自由新聞」、「日新真事誌」「朝野新聞」「The Japan punch」など、当時を知る上で重要な資料から集めました。

蛇腹便箋レターセット

便箋にミシン目が入っているので書き終わったところで切り取り、短い一筆箋にも長文の手紙にもご利用いただけます。カバーには風呂敷と同じデザインを用い、便箋には明治文庫所蔵雑誌「團團珍聞」1418号の目次の飾り罫と、蔵書印を配しました。

※売上的一部分は文庫資料の保存・修復のために使われます。グッズは東京大学コミュニケーションセンターでお求めいただけます。

【ご支援への御礼】

昨年度、法部振興基金より保存容器作成費用をご支援いただき、213箱の保存容器に800冊余の資料を収納することができました。皆様のご厚情に心より御礼を申し上げます。

参加者のアンケートでは、「実際に社会で活躍されている先輩方の話を伺いできるのはとても貴重な機会で参考になった」「実際のお仕事をなさり、ご活躍なさっている方のお話を伺え、自分の将来を具体的に考えるよい機会になった」「あまり身近でないお仕事の内情を聞くことができ、ためになった」「親しみやすい雰囲気でお話していただき、とても有意義だった」などの回答が寄せられ、参加者の満足度が高かったことが窺えました。

